（特定非営利活動促進法の一部改正）

第五十三条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）」に改め、同条中「の規定による申請及び同条第二項」を「（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項」に、「第二十五条第三項の規定による申請」を「第二十五条第四項の規定による提出」に、「第三十一条第二項の規定による申請」を「第三十四条第三項の規定による提出」に、「第三十四条第四項の規定による提出」を「第四十四条第一項の規定による申請」に、「第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出」に改め、「、第五十一条第三項の規定による申請」を削り、「、第五十六条」を「並びに第五十六条」に改め、「、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「同法中」を「同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中」に、「とし、同法第十二条の規定は、適用しない」を「とする」に改める。

第五十四条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条（行政機関等の電磁的記録による作成等）並びに」を削る。

第五十五条　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項ただし書を削る。

（後見登記等に関する法律の一部改正）

第五十六条　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項ただし書を削る。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第五十七条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は同法第十五条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書（以下この号において「除票の写し等」という。）の交付（当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）」を加え、「の引渡し」を「又は除票の写し等の引渡し」に改め、同条第四号中「記載されている」を「記録されている」に改め、「限る。）」の下に「又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し（以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）」を加え、「の引渡し」を「又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第五十八条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十二号中「作成」の下に「並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」を加える。

（不動産登記法の一部改正）

第五十九条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百五十四条を次のように改める。

第百五十四条　削除

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第六十条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第二号ニ」を「第三条第二号ニ」に改め、同条第九号ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第八号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二条第六号」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第六十一条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は同法第十五条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書（以下この号において「除票の写し等」という。）の交付」を加え、「の引渡し」を「又は除票の写し等の引渡し」に改め、同項第四号中「記載されている」を「記録されている」に改め、「限る。）」の下に「又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し（以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）」を加え、「の引渡し」を「又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号ロを次のように改める。

ロ　道路運送車両法第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び同条第二項の手数料並びに同条第三項に規定する者の同項の手数料（独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。）のうち、同条第四項ただし書及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項の規定による手数料

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第六十三条　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十三条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十六条第二項中「第二十四条」を「第十五条の三第一項」に改める。

（カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律の一部改正）

第六十四条　カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律（平成十九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

（住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十五条　住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「新法第四章の三」を「住民基本台帳法第四章の四」に改める。

（東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の一部改正）

第六十六条　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「から第三項まで」を「及び第二項」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第六十七条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第十二条」を「第十八条」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第六十八条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十六の項及び八十七の項の改正規定中「若しくは特定障害者」を「又は特別障害給付金関係情報」に、「、特定障害者」を「、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、「「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金」を加え」を削る。